

《研究ノート》

日本の金融自由化と金融システムの効率性

斎 藤 真 事

目 次

1. はじめに
2. 金融の自由化とバブル現象
3. バブルの崩壊と金融ビッグバン
4. 安全網の構築と市場の規律
5. 金融システムの構築と効率性
6. 結語

1. はじめに

金融の自由化は 1970 年代から 80 年代にかけて世界的に起きた現象である。日本でも第一次石油ショック以降、国債の大量発行により金利が弾力化し、日米円ドル委員会の交渉による外圧もあって金融の自由化が促がされた。

大量の赤字国債発行と 70 年代の貿易黒字の定着による外貨準備の増加は、国内ではマネー・サプライを増やし金融市場は資金過剰の状態となり、銀行は土地、不動産を担保に貸出しを増やし、80 年代末には土地、不動産、株価の異常な上昇を招きバブル現象を出現させることになった。'91 年になってようやく引締政策が奏効しバブル現象は終息したのである。

バブルが崩壊すると銀行も企業も不良債権を大量に抱え込むことになり、'96 年には政策当局者による日本版ビッグバン構想が策定され金融の再生が試みられた。しかし累積す

る不良債権により超過債務に陥る金融機関が続出し、住宅専門金融会社（住専）に続いて北海道拓殖銀行、山一証券、日本長期信用銀行が相次いで破綻、「98年の「金融安定化法」によって公的資金が導入された。日本版金融ビッグバンは旧来の政府主導による裁量行政から市場のルールを重んじる行政への方針転換であり、金融行政は護送船団方式の保護体制から市場原理を重視するルール監督行政へと改める大変革を余儀なくされた。

市場原理を重視する体制では市場の安全網（safety net）を整える必要性が増し、金融のSafety Netは融資の最後の拠り所（last resort）としての中央銀行と預金保険機構が整えられると銀行取り付け騒ぎは発生する余地はないのに反し、モラル・ハザードが起こるという矛盾が出現する。その為に金融機関は適度に市場の競争原理に委ね市場の審判を受ける必然性がある。不良債権の重圧の中でpay-off解禁による市場の試練は、市場のメカニズムによる規律と政府の金融当局者による監督行政によって資金循環の秩序を回復することになる。

日本の市場における金融方式は近年、直接金融の比重が増える傾向にあっても未だ間接金融方式が優勢である。大企業は証券市場を活用して資金調達が容易であるのに対して、中小企業は間接金融に依存せざるを得ない金融構造にある。金融庁の早期是正措置の基準をクリアし銀行の自己資本比率を適正に維持するには、景気の回復による企業と金融機関の不良債権を処理し経営情報の開示による透明性と、預金者の自己責任に基づく合理的行動が求められる。

2. 金融の自由化とバブル現象

金融の自由化は1970年代に北欧で早く始まり、その後欧米を中心に世界的に徐々に進展し、日本でも70年代に金融の自由化が推し進められた。アメリカでは1972年にオープン証券投資信託の一種で MMMF (Money Market Mutual Fund) という高利回りのファンドが証券会社によって開発された。CD、CP、TB等で運用され15%のCapital Gainを生み出したのである。この為に銀行預金の流出が続き、銀行の危機感から金利の自由化の要求が起ってきたのである。米国で銀行の当座預金に金利の付くNOW勘定が設けられたのもこの頃で、当時の米国では銀行法の Regulation Q 条項により預金金利の

上限が定められ預本金利が規制されていたのである。

1970年代には二度にわたって石油ショックが起り、その結果、日本では大量の赤字国債が発行され金利が弾力化し、'79年に自由金利商品のCD（譲渡性預金証書）、中期国債ファンドが発行されるに至ったのである⁽¹⁾。

日本の第二次大戦後の金融行政は数多くの規制を設けることにより護送船団方式という保護体制を敷く中で、規制を緩和することにより自由化を推進することになる。経営の比較的強い金融機関も経営の弱い金融機関と合わせて行政指導を行ない保護してきたのである。かくて“銀行は潰れない”という神話さえ生まれた。実際に'97年の金融危機迄、顕著な銀行の倒産はなかったのである。当時数多くあった金融機関を保護する規制は三分轄され、(1)金利規制、(2)業務分野規制、(3)内外市場分離規制として整理される。

(1)の金利規制は高金利による金融機関の貸出し競争を避け、低金利政策による企業の投資を促す目的で臨時金利調整法（昭和22年、1947年制定）により規制された。

(2)の業務分野規制は銀行、証券、信託、保険の各業務に垣根を設け業務の棲み分けを図り、専業化による資金の効率配分を促したのである。証券業務を規制する証券取引法（昭和23年5月、1948年制定）の第65条では証券会社の銀行業務を禁じ業務の相互参入を規制した。この法律は1929年のNY株式市場の大暴落により多くの銀行が多額の不良債権を抱えることになったことから銀行の証券業務を禁じたグラス・スティーガル法から導入された。銀行法は短期資金と長期資金を区別し、短期資金は普通銀行が主として企業の運転資金を供給し、長期資金は長期信用銀行が主として企業の設備投資資金を供給するという業務分野の規制を行ない長短金融分離規制を行ったのである。業務分野を規定することによって過当競争を避け、資金の有効配分を量った。

(3)の内外市場分離規制は外国為替取引を規制することによって資本の流出入を管理し、資本が逃げたり外資による企業の乗っ取りを防御する目的で設けられた規制である。外国為替業務を外国為替専門銀行に委ね、外国為替管理を通して資本の管理をしたのが外国為替管理法である。

上記の三方面の規制によって日本の金融機関は保護されることになったが、所謂二つのコクサイ化としての金融の国債化（securitization）と国際化（internationalization）によって金融の自由化が進展することになる。

金融の国債化は第一次石油ショック後の昭和 50 年（1975）度より国家の財政が赤字に陥り、大量の特例（赤字）国債が発行されて金利が弾力化し、従来の低金利政策と矛盾することになり金利規制は漸次緩和されることに繋る。大量に国債が発行されたことにより国債の流通規模も拡大し、国民にも広く国債の保有を促す意図から、昭和 58 年（1983）に銀行の窓口を通しての銀行窓販、翌昭和 59 年には既発債ディーリングが解禁された。その後、郵便局、農協でも国債が流通し、従来証券会社の専管業務が広く金融機関で扱われることにより業務の垣根が次第に低くなつていったのである。

更に金融の国債化によっても自由化が促進され、内外市場の分離規制が緩和されることになった。'70 年代の貿易黒字の定着による経常収支の改善によって昭和 55 年（1980）に外国為替管理法の改正が行われ、有事規制の条件付きで外貨保有は原則自由になった。国内での外貨預金も解禁になり、海外渡航も自由化された。1985 年（昭和 60 年）のプラザ合意では円安とドル高の是正が行われ、円高による交易条件の改善により海外投資活動に基づく資本取引が活発になり、投資環境も整い対外資産も着実に増え続けていった。90 年代には過去最大の対外資産残高を記録するに至った。

上記の二つの金融のコクサイ化により日本の金融の自由化は進展することになったが、1980 年代は日本より米国の金融の自由化の進展が著しく、金利を規制する Regulation Q は撤廃された。1984 年には日米円ドル委員会の設置を通して外圧により日本の金融の自由化は拍車がかけられた。丁度この頃、英国では当時の M・サッチャー政権により金融のビッグバンが実施され、英国の金融市场は株式委託手数料の自由化⁽²⁾、外資による証券取引所会員権の規制緩和、電算化による立合いの廃止等が取り決められた。

世界の自由化の潮流が本格化し、日本の金融行政は民間の金融機関の自主性を重んじる政策転換を行ない 1991 年（平成 3 年）には中央銀行の窓口規制は廃止された。1993 年（平成 5 年 4 月）には「金融制度改革法」が制定され、金融の自由化の方向付けが行なわれた。同年には定期性預金の金利規制が撤廃され、翌年の 1994 年には普通預金の金利規制が撤廃され金利は完全に自由化された。同年に普通銀行の 4, 5 年物の定期預金が解禁された結果、長短金融分離規制は消滅した。

しかしやがて日本経済はバブル現象が起り、後にバブルが崩壊することによって日本経済は低滞の憂き目に遭う。第一次石油ショック以降の財政赤字に基づく国債の大量発行と

経常収支の黒字を通してマネー・サプライが増え、金融市場は資金過剰となり資金の行き場を失った銀行は土地、不動産を担保に貸し出しを増やした結果、1989年（平成1年）には株式と不動産の異常な値上がりを惹き起こしバブル現象が出現した。

プラザ合意後の1987年10月にブラック・マンディが起った直後では、外圧として容易に日本の金融当局者が引締政策を採用し難い状況にあったこともバブル現象を惹起させた要因として指摘される⁽³⁾。1991年の引締政策によって日本のマネー・サプライは一時的に縮少しバブル現象は終息し始めたが、バブルが起こる前に引締め政策を実施せず後手に回り先送りを行った政府金融当局者の責任が問われる。

3. バブルの崩壊と日本の金融ビッグバン

引締政策の結果、バブルは終息し始めたが、土地、不動産、株式の値下りに伴ない、銀行も企業も不良債権を大量に抱え込むことになった。不良債権により超過債務に陥入する金融機関が続出し、預金保険機構の資金援助は急増した。

預金保険機構は預金保険法に基づき昭和46年（1971）に政府、日銀、民間金融機関の出資で設立されたが、大半が政府の出資で賄われた。昭和61年（'86）に法改正があり住宅金融専門会社等金融機関にも資金援助ができるようになった。昭和初期の金融恐慌時（昭和二年、1927年）には普通銀行総数約1500行の3%に当る45の銀行が破綻し、受け皿銀行として「昭和銀行」が設立されたが、平成7年（1995）の東京協和、安全信組の破綻では「昭和銀行」を参考に受け皿銀行として「平成銀行」構想が策定されたが、後に改められ平成8年（'96）のコスモ信組の破綻時に信用組合の受け皿として「東京共同銀行」が設けられた。同年の平成8年には兵庫銀行が破綻し、受け皿銀行として日銀出資の「みどり銀行」が設立され預金保険機構から4730億円の資金援助が行なわれている⁽⁴⁾。「東京共同銀行」は後日「整理回収銀行」に改組され、平成9年（'97）の木津信組の破綻では預金保険機構から10340億円の支援を受けている。住宅金融専門会社（住専）の経営破綻では平成8年（'96）の一般会計より預金保険機構へ6850億円の財政資金の投入が決定された。住専は修正母体行方式による債権放棄で処理されたが、財政資金の投入も行われた。平成9年（1997）は住専に続いて北海道拓殖銀行、山一証券、日本長期信用銀行が相次

いで破綻し昭和初期の金融恐慌以来の金融危機となり、東南アジアでも外資が流出し金融危機が発生した。日本を起源とする世界大不況を未然に防ぐ必要性により大規模な公的資金の導入が決定され、同時に政府による日本版ビッグバン構想が策定され、機能不全に陥りつつある金融の再生が試みられた。

規制の緩和による金融の自由化は平成5年（'93）の金融制度改革法の施行により金利規制は撤廃されたが、残された業務分野規制と内外市場分離規制を全部撤廃し金融市場の閉塞状態からの脱脚を図り経済の活性化を図るというのが日本版金融ビッグバンの趣旨であった。規制の緩和で最も遅れていたのが業務分野の規制であり、ビッグバンを通して5年後の2001年迄に完全自由化を意図したのである。平成10年（'98）6月には「金融システム改革法」を施行し、銀行、証券、信託、保険業務の相互参入を促すことになった。当初、業務分野規制の緩和は欧州で主流のユニバーサル・バンキング方式で推進する方向にあったが、「利益相反」⁽⁵⁾の問題もあり子会社方式で業務の相互参入が推し量られることになった。その後金融制度調査会の答申により「金融持株会社」の選択肢もつけ加えられ、平成10年（'98）1月に解禁になり、業務分野規制で残された保険業の規制も平成13年（2001）4月に解禁された。

内外市場分離規制は平成10年4月（1998）に新外国為替管理法によってほぼ規制は撤廃された⁽⁶⁾。昭和55年（1980）の外国為替法改正で残されていた有事規制も撤廃され、外為専門公認銀行も廃止された。外貨の持出制限は撤廃され海外の銀行にも自由に預金ができるようになり、金融機関の海外支店設置についての大蔵省（金融庁）認可も不要となった。企業も個人も外国為替業務が可能になり、国内での外貨建て決済、外貨建て金融商品の販売が解禁になり、その結果、源泉徴収税のない海外の金融機関との競争が激しくなることも予期される。

日本の金融ビッグバンは規制緩和を通して推進されることになったが、併行して金融の行政改革も行なわれている。平成9年7月（'97）には金融監督庁が設置され、金融機関を一元管理することになった。平成8年（'96）の銀行法改正では第25条の「特別融資」の次に第26条として「業務の停止」条項を新たに付け加え、金融機関のリストラを促す政策方針の転換が行われた。平成10年4月（'98）には「早期是正措置」が導入され、BIS（国際決済銀行）の「自己資本比率規制」をもとに銀行の経営内容をチェックし、不良債

権処理が進まず自己資本比率規制（海外に営業拠点をもつ銀行は8%以上、国内業務に特化する銀行は4%以上の自己資本比率）を満たさない銀行は他の金融機関に吸収合併を余儀なくされるか、解散に追い込まれるという金融機関の再編成を推進することになった。この政策転換は従来の政府主導による裁量行政から市場のルールを重視する金融行政の方針転換であり、ビッグバンを通して金融行政は護送船団方式の保護体制から市場原理を重視する「ルール監督体制」へと改める大変革になる。

4. 安全網（Safety Net）の構築と市場の規律

平成9年の金融危機の後、同10年に金融システム改革法を施行し業務分野の相互参入が推し進められたが、平成10年の「早期是正措置」の発動により金融行政は従来の裁量による護送船団方式の保護体制から市場原理に基づくルール監督行政へ方向転換しBIS規制を中心とする監督行政へ転換することになった。

銀行の経営に対しても監視を強め、平成10年（'98）に総理府管轄の「金融再生委員会」が設置された。同委員会は銀行の免許と取消しを行う権限を有し、公的資金の注入を行い資本の増強と金融機関の再編を促した。平成13年3月迄の時限立法により金融庁と統合し、預金保険機構を通して公的資金を導入し、承継銀行（ブリッジ・バンク）を設けて公的管理に置く監督体制が整えられた。

預金保険機構が整い政府による資金注入が始まると預金者の取り付け騒ぎはなくなる反面、モラル・ハザード（倫理の欠除）の問題が起き易くなる。公的負担が増えるにつれ負債は納税者に転嫁される懸念があり、政府金融当局者の銀行経営を監視する必然性がある。かくて公的資金を導入しても返済能力のない銀行、金融機関はリストラの対象となり、新たに設けられた銀行法26条の適用を受け破綻処理を余儀なくされる。

預金保険機構は昭和61年（'86）の法改正で銀行、金融機関にも資金供与ができるようになり、平成9年（'97）の金融危機に対して30兆円の公的資金を準備し預金保険機構を通して金融システムの危機管理を行なった。

預金保険機構の「一般勘定」は17兆円、「金融機構安定化勘定」に13兆円が割り当てられたが、平成10年10月には再度金融システムの安定化に向け「金融再生法」が施行さ

れ、60兆円の公的資金が預金保険機構へ導入された⁽⁷⁾。同時に公的資金による承継銀行（ブリッジ・バンク）を意図する「金融再生関連法」と資本増強を意図する「金融機能早期健全化法」が制定された。

かくて預金保険機構には預金者保護の「一般勘定」と銀行への資本注入を施す諸勘定が設けられたが、都銀、地銀への資本注入は2001年3月迄、信金、信組への公的資金注入は2002年3月迄となり、預金保険機構は2001年以降は「一般勘定」と新規の「危機対応勘定」で銀行の破綻に対応することになった。上記の預金保険機構とは別に、農水産協同組合には「貯蓄保険機構」、保険会社には「契約者保護機構」も設置され日本の金融システムは支えられている。

金融市場は safety net を構築してもモラル・ハザードを未然に防ぐには市場に競争原理を導入し市場の審判を受ける必然性があり、金融システムの主役は政府から市場原理へ移行することによってルール監督行政の意義がある。保険機構も資金循環の是正を促し市場の規律を補完することになる。市場に競争原理を導入することによって資金循環は円滑になり、市場の規律の中に銀行、金融機関の経営の効率性が求められる。従って政府には金融市場における金融システムの機能を維持し市場のルールを監視し預金者の利益を保護する役割がある。市場のメカニズムに効率性が期待されても市場は万能ではなく、必要に応じて適度に市場に介入し市場の規律の回復を量り、市場経済を補完するところに政府の役割がある。

J. M. ケインズによる資金循環分析は主として産業的資金循環と金融的資金循環から構成されている。資金循環を通して付加価値が形成され国内総生産（GDP）は産出され、景気が停滞しデフレーションに陥ると資金需要は低迷し、代って財政投融資活動が活発になり、従来の日本経済では郵便貯金、簡易保険、年金資金を原資とする財政投融資活動によって景気循環は調整されてきた。

最近の日本の企業の資金調達は間接金融方式より直接金融方式に比重を移しつつあるなかで、中小零細企業の資金調達は困難の度合いを強めている。中小企業の債権による直接金融は殆んど難しく金融機関に依存せざるを得ず、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会等の政府金融が資金需要を支えることになる。モラル・ハザードを避け、市場メカニズムに伴う市場の審判を受容し、規律正しく企業経営の効率化を量ることが重要

になる。

5. 金融システムの構築と効率性

日本の金融行政は平成5年4月（'93）の「金融制度改革関連法」によって自由化の方針が提示され、旧来の保護体制から市場原理に基づき市場の効率を高める方向へ政策転換した。平成10年6月（'98）の「金融システム改革法」では金融業務の相互参入が促され、同年4月からのBIS基準に基づく「早期是正措置」の発動により金融行政はルール監督行政へと改められた。

旧来の金融行政は金融当局者による裁量行政が主導し市場の資金循環の規律は金融当局者に委ねられていたが、金融ビッグバンによって市場の規律は市場原理に基づくルール監督行政に改められた。BIS規制を規範に収益性を高め不良債権を処理して自己資本比率の維持が要求されている。銀行の自己資本の維持には貸出先企業の金融査定が必要になり、その為の金融査定は平成10年4月から義務づけられた。金融庁が金融機関の経営を査定し、金融機関が貸出先の経営を査定するシステムに変ったのである。実際問題はともあれ必然的に金融機関と企業の経営情報が開示されると預金者も自己責任のもとで行動を余儀なくされる。

BIS規制の基準ルールによって市場に規律を求め、基準に満たない銀行は早期是正措置が発動され、経営改善の計画書の作成と実施命令が施される。BIS基準では国際業務を行う銀行の自己資本比率は8%、国内に業務を特化する銀行の自己資本比率は4%と定められ、日本の銀行はデフレにより不良債権が増えると苦戦を強いられる。

他方、平成10年に当時の金融監督庁によって義務づけられた「金融査定マニュアル」は企業の経営内容の開示を徹底させることによって銀行の不良債権処理と自己資本比率是正を意図したものである。通常、貸出債権を四つのカテゴリーに分類し、第一分類は正常な債権として資産価値に問題のない債権。第二分類は企業は債務超過にはないが、個別に適切なリスク管理を必要とする要注意債権。第三分類は企業が債務超過に陥り、債権の回収に重大な懸念のある破綻懸念先債権。第四分類は企業が破綻の状態にあり回収が事実上困難な債権となっている。金融査定に基づき銀行、金融機関は企業への貸出しに貸し倒れ

引当金の積み増しを義務づけられ、第二分類では 25%、第三分類では 75%、第四分類では 100% の積み増しが必要になる。この金融査定により銀行、金融機関は貸出しに慎重になり貸し渋り現象を惹起し企業の倒産を著しく高めることになった。

企業の倒産が増えると金融機関の不良債権は増え資金循環が滞り市場の規律は乱される。株価が下ると銀行、金融機関の含み益は失われ自己資本比率の低下となって表われる。デフレ化現象による土地、不動産価格の値下り現象は不良債権を増し自己資本比率を引き下げる構造になっているのが日本の現状である。

かくて日本におけるメイン・バンク・システムの金融構造は衰退し、企業統治 (corporated governance) が重視されることになり中小企業にとっての直接金融への依存を難しくし、政府による補完が必要になる。企業の資金調達における直接金融方式の比重が上昇しても銀行、金融機関の貸出機能の重要性は失われず、市場メカニズムが尊ばれても資金循環の秩序を維持し市場の規律を補うことに政府金融の必然性がある。

金融査定に基づく不良債権の処理は企業経営の合理化を促す契機ともなり、自己責任の原則が伴って市場の規律は是正される。市場に参入する政府、銀行、金融機関、企業のみならず家計の自己責任の原則は資金循環を活性化し市場の規律を強化する。

6. 結語

市場の規律はかつては護送船団方式による保護政策に求められたが、金融ビッグバンによる規制の緩和により市場原理に委ねられることになった。資金の循環には J. M. ケインズの産業的資金循環と金融的資金循環に依存しても滞りなく資金が市場で流通する保障はない。市場メカニズムの必然性があっても万能ではないという問題を含み、純粹に完全な競争市場は存在し得ない。不確実な市場での政府の役割は市場経済のルールを監視することによって市場の規律を求め、資金循環の歪みを是正し補完することにある。市場には情報の非対称性の問題があり、金融査定を通しての銀行、金融機関の経営内容の開示が必須な要件となり個人の自己責任原則の前提になる。

銀行に市場ルールの適用を要求する BIS (国際決済銀行) の自己資本比率規制は 1980 年代に統一基準として取りまとめられ、日本はモラル・ハザードの矯正手段として銀行法

を改正し「早期是正措置」に活用されている。銀行の金融査定を通して不良債権の削減を図り、BIS 規制の基準を遵守し、市場の規律を推し進めることになる。

不良債権の処理がなければ資金需要は低迷し日本の金融システムは規律を失う。米国の預金保険機構（FDIC）は1930年代の世界大不況時に商業銀行の破綻から預金者を保護する目的で設立されたが、日本の預金保険機構は昭和46年（'71）になって設立された。1980年代に起きた米国の金融危機では貯蓄貸付組合（S&L）の経営が破綻し米国連邦政府は整理信託公社（RTC）を設け1千億ドルを越える財政資金を投入し不良債権の処理をしている。その後、整理信託公社は市場を通して貯蓄貸付組合の不良債権を償還したのである。米国の不良債権の処理にはハイリスク・ハイリターンのボンド・マーケットが活用されている。

金融システムの主役は規制の緩和により政府から金融、資本市場の参加者による市場メカニズムに移行し、金融庁、中央銀行、預金保険機構、整理回収機関等による資金循環の補完は、市場の規律と効率性を促す。規制の緩和による競争条件の改善は金融システムの規律を正し、資金循環を円滑にして金融機関の経営効率を引き上げる。

日本の製造業の多くは1960年代の貿易と資本の自由化以降の厳しい国際競争に耐え抜き高度の経済成長を導いたのである。日本の銀行、金融機関も規制の緩和により効率を促し市場原理に適合し得るものである。

註

- (1) 初のCD（譲渡性預金証書）の発行単位は5億円で発行されたが、昭和62年に発行枠は撤廃された。昭和60年には大口定期預金、MMCが新たな自由金利商品として出現した。
- (2) 日本の株式委託手数料の自由化は平成11年（'99）に達成している。
- (3) 当時は世界的にも外国為替の調整が優先され、国際協調が金融政策の最優先課題であった。「日本の総決算」植草一秀著、講談社、1999年
- (4) 「金融システムの未来」堀内昭義著、岩波書店、1998年
- (5) 「利益相反」は経営の多角化により収益の機会と共にリスクの機会も増える現象。「範囲の経済（Economy of Scope）に起る現象であり「規模の経済（Economy of Scale）と区別される。
- (6) 銀行法により送金業務は銀行に限定される規制は残り、200万円を越える海外の銀行預金はマネー・フローの統計の必要性から報告義務がある。
- (7) 後に公的資金は10兆円追加されたが2001年末迄の消化は15.6兆円程に留まる。

参考文献

- 「金融システムの未来」－不良債権問題とビッグバン－ 堀内昭義著、岩波書店、1998年
- 「日本経済と金融危機」堀内昭義著、岩波書店、1999年
- 「日本の金融システム」－新たな課題と求められる姿－ 千田純一、岡正生、藤原英郎著、中央経済社、平成9年
- 「金融改革と日本経済」ビッグバンによる日本経済の再生、吉田和男著、生産性出版、1998年
- 「情報開示と日本の金融システム」市場規律・監督体制の再構築、翁百合著、東洋経済新報社、1998年
- 「金融改革への指針」金融システムと政策決定、黒田晃生著、東洋経済新報社、1997年
- 「日本の総決算」植草一秀著、講談社、1999年
- 「金融庁が中小企業をつぶす」東谷暁著、草思社、2000年
- 「金融迷走の10年」日本経済新聞社、2000年
- 「サムエルソン経済学」都留重人訳、岩波書店、1995年
- 「A Treatise on Money」the Pure Theory of Money, J. M. Keynes, Macmillan,
(本原稿は一昨昨年、大東文化大学経済学部、エクステンション・センター、板橋区との共催、公開講座
における「ビックバンと金融再生」をもとに加筆修正したものである。)